

住民監査請求の手引き

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、妙高市に住所を有する方が、妙高市長等の妙高市の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など、財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

(地方自治法第242条)

2 どのような場合に監査請求ができるか。

妙高市長や市の職員等に、次に掲げるような違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があり、妙高市に財産的損害を与える場合です。

(1) 財務会計上の行為とは、

- ア 公金（妙高市の管理に属する現金など）の支出
- イ 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ウ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- エ 債務その他の義務の負担（借入など）

なお、上記の行為が行われることが相当な確実さで予測される場合を含みます。

また、上記の行為があった日又は終わった日から1年を経過している場合（正当な理由がある場合を除く）には、監査請求することはできません。

(2) 財務会計上の怠る事実とは、

- ア 公金の賦課、徴収を怠る事実
- イ 財産の管理を怠る事実

※ 住民監査請求の対象は、上記のような妙高市の行った財務会計上の行為又は怠る事実に限定されています。

例えば、新潟県や外郭団体など妙高市以外の団体が行った財務会計上の行為は住民監査請求の対象にはなりません。

上記のような財務会計上の行為のいずれにも該当しない住民監査請求は、地方自治法に予定されておりませんので、監査委員は、住民監査請求を不適法なものとして却下し、監査を行いません。

3 だれが、どのようにして監査請求するか

- (1) 監査請求できる方は、妙高市に住所を有する方（個人又は法人）です。
- (2) 監査請求できることがらについて、書面（別紙様式）を作成して申し出るようになっていきます。
- (3) 書面には、次のことがらをわかりやすく、簡潔に記載してください。
 - ア 対象者
妙高市の財務会計上の行為を行った、又は怠っている妙高市の職員又は執行機関を対象者とします。
 - イ 対象となる行為等の特定性・具体性
対象となる妙高市の行為等が特定できるように個別的・具体的に示すことが必要です。
 - ウ 違法性・不当性
違法・不当と主張する妙高市の財務会計上の行為又は怠る事実について、なぜそれが違法・不当であるのか、その理由を明確に示す必要があります。
 - エ 損害の発生
住民監査請求は、妙高市に財産的損害が発生しているか、又は損害発生のおそれがある場合に行うことができるものであって、仮に法令違反のおそれがある行為であっても、妙高市に何ら財産的損害が生じていない、又は損害発生のおそれがない場合には、行うことができません。
 - オ 監査請求で求める措置
請求によりどのような措置を求めるのかを明らかにする必要があります。
 - ① 対象となる妙高市の行為を防止又は是正するために必要な措置
 - ② 対象となる妙高市の怠る事実を改めるために必要な行為
 - ③ 対象となる妙高市の行為又は怠る事実によって、妙高市がこうむった損害を補てんするために必要な措置
 - カ 請求の期限
妙高市の違法又は不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることはできません。ただし、正当な理由があるときは、その日から1年を経過していても請求することができます。その際、正当な理由を明らかにする必要があります。
 - キ 事実証明書の添付
申し出の際には、違法又は不当とする妙高市の行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。（請求に係る事項が数項目にわたるときは、その全部について事実を証明する書面を添えなければなりません）
- (4) 申し出は、次へ直接持参するか又は郵送してください。

《申し出先及び問い合わせ先》

〒944-8686

妙高市栄町5番1号 妙高市役所（4階）監査委員事務局

TEL：0255-74-0041（直通）

メール：kansa@city.myoko.niigata.jp